

今回のテーマ：「上場株式の譲渡損失の繰越控除（所得税）」

平成26年1月1日から、個人の上場株式の売却益および配当金に対する税率が高くなりました。そのため、**売却による損失と利益を通算すれば、従来より大きな節税効果**が得られます。

上場株式以外に公募株式投信も同様の取扱いになりますが、今回は上場株式に限定して要点をお知らせします。

1. 上場株式の売却益および配当金に対する税率

売却益および配当金に対する税率は、次のとおりおよそ2倍に増えます。

時期 内訳	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から	増税
所得税	7.147%	15.315%	8.168 P
住民税	3.000%	5.000%	2.000 P
合計	10.147%	20.315%	10.168 P

- ① 所得税は復興特別税を含みます。
- ② 配当金について、総合課税を選択している場合の所得税は5.105%～40.840%の超過累進税率、住民税は10%の均一税率です。

2. 上場株式の譲渡損失の繰越控除

損失は**確定申告を条件**に、翌年から3年間繰越しができます。

